

別紙：人材紹介の対価

1) コンサルティングフィー	甲は、乙より紹介を受けた応募者が、甲に内定承諾若しくは入社するに至った場合、人材紹介の対価として、以下のコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。 理論年収×30%（消費税別） なお、「理論年収」とは、賞与、諸手当を含む初年度の収入予定を計算したものとする。 理論年収＝月額固定給×12ヶ月＋賞与（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数） （１）月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。諸手当とは家族手当、住宅手当、役職手当、海外赴任手当、営業手当、みなし残業手当等、毎月支給される手当を指す。 （２）通勤手当は月額固定給に含まない。 （３）賞与は、入社日が属する月に関わらず、賞与の支給対象期間を満たすものとして算出する。なお、賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定で定められた報酬で、支給条件・算出方法が定められた定期的に支給が保証された年間報酬のほか、インセンティブ、業績賞与等を含むものとする。 但し、有期雇用契約の場合は契約期間を１年間とみなして換算した額を理論年収とする。
2) 返金規定	前項の規定に関わらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から１ヶ月以内にこれを通知して、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、当該求めに理由があると判断する場合には、前項に基づき甲が支払うべきコンサルティングフィーの額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。 （１）入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合（甲による働きかけがあった場合を除く） （２）以下に定める事由により甲が内定を取り消した場合 ①応募者が刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき ②その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき （３）応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により甲から解雇された場合 （４）応募者が自己都合によって退職した場合 記 入社前の内定辞退・・・・・・・・・・コンサルティングフィーの 100%（消費税別） 入社日から１ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティングフィーの 50%（消費税別） 入社日から１ヶ月超え３ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティングフィーの 25%（消費税別） 但し、甲が応募者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは締結を求めたために当該応募者が退職した場合、求人票と異なる労働条件の変更を応募者に求めたために当該応募者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、または甲が本項各号の事由の発生日から１ヶ月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙はコンサルティングフィーの減額または返還を行わないものとする。
3) 支払い規定	乙は、甲に対して。応募者の内定承諾または入社を確認後。速やかに第１項または前項にあるコンサルティングフィーを請求し、甲は、当該応募者が内定承諾または入社をした日の属する月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日である場合は直前の営業日）までに、請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。 また、乙は、前項に基づきコンサルティングフィーの一部を甲に返金する場合には、乙が前項の甲の求めに理由があると判断した日が属する月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日である場合は直前の営業日）までに、返還を請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を甲の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。